

## リプライ

—「戦後70年」と〈政治的なもの〉の現在—

森 政稔

私が2014年に出版した論文集『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結』に、若い研究者の方々からの書評が寄せられた。もともとこのような扱いをしていただけるなどとは思ってもいなかった。関心を持っていただけたのは文字どおり望外の幸せである。企画をしてくれた網谷壮介氏と、書評の三氏に深く感謝申し上げたい。出版社と打ち合わせていた本書のほんらいの企画は、新自由主義とそれ以後の政治と経済に関する政治思想的考察を中心とした書き下ろしだったのだが、進展しないままに時間ばかりが過ぎ、以前に発表した論文を再掲しながら現在の視点からそれにコメントを付す、という類の論文集に変わり、テーマも〈政治的なもの〉とその変容を中心とするものになった。副題に付けた「新自由主義以後の政治理論のために」は、出版社からの要請によるもので、実質的にはあまり論じてはおらず、今後の課題と考えている。

論文集の編集のねらいは本書中に書いたし、書評でも触れていただいているので繰り返さず、ただ感想めいた事柄だけを付記したい。収録した過去の論文は、雑誌『現代思想』に掲載したものを除けば紀要類など目立たないところに掲載したものばかりで、『現代思想』掲載の論文も含め発表当時の読者はごく少数であり、反響というのも特になかった。それが年月を経て、若い研究者にそれなりに関心を持ってもらえたことに感慨を覚える。

これまで関心を持たれることの乏しかった理由として、本書に収録した諸論文が政治思想の

内部と外部とのあいだのマイナーな位置にあったことが挙げられる。すなわち、一方で政治思想の内部向けには、政治思想の学としての前提を問おうとしたのだが、こういうことはあまり歓迎されず、相手にもされなかった。他方、政治思想以外の人々（たとえば哲学や「現代思想」あるいはカルチュラルスタディーズ、さらにはいわゆる実証系の政治学の研究者たち）にも読んでもらって政治思想という学問の個性を理解してもらおう、という意図はあったのだが、これも容易に伝わるものではなかった。政治思想の概念や言語はたいてい政治思想の領域だけで通用する馴染みのないものであり、教科書的常識を一步超えた先に何があるのかを理解してもらうことは困難だったし、関心を持たれる理由にも乏しかった。それゆえ、〈政治的なもの〉に関わる問題の特異性やその前提を明らかにしたいという私の試みは、政治思想の内部でも外部でも受け入れられる素地を持たなかった。このように政治思想の領域は、かつてその内部からも外部からも見通しの効かない領域であり、そういうことに疑問を感じても仕方がないように思われていたのである。

こうした関心がマイナーであることは今でも変わらないのだが、政治思想の内部および思想一般の両方で状況にいくらか変化が生じてきたことが、あらためて興味を持ってもらうことにつながったのかもしれないと感じる。まず他領域からあまり関心を持たれなかった政治思想系の思想家のなかで、いくらか前から例外的にハ

ンナ・アレントが全体主義や難民などのテーマによって関心を引き付けてきた。現在ではアメリカのネオコンの精神的起源かと疑われたレオ・シュトラウスや、政治的決断を説くカール・シュミットのような保守的あるいは反動的と目されてきた20世紀の政治思想家が、学問の境界を超えて広い関心を集めるようになり、現実の政治や言論界の動向にも影響を与えるようになった。しかし、政治思想の引用のされ方はしばしば恣意的であったり過度に状況に依存したりしており、またそれらに対する政治思想側の応答が説得的だとも言えない状況にある。

他方、政治思想内部においても狭い意味での歴史研究としての政治思想史とは区別される領域として、ロールズ以後の英語圏を中心とした政治哲学の専門的な検討が盛んに行われるようになり、政治思想研究の現代的意義が直接に問われるようになった。そうすることが何かタブー視されていた私の大学院生時代に比べて、良いことだと思う。こうして、かつて私が危惧していた状況とは明らかに異なってきたのだが、しかし政治思想研究の目的を何に求めるのか、歴史研究と現代政治哲学との関係付けをどうするのか、といった問題に説得的な解が得られているわけではなく、研究の広がりとともにむしろいっそうわかりにくくなった面があるとも言える。

今回のリプライでは、こうした問題を全体として扱う余裕はないので、いただいたコメントへの応答として、特定のテーマについて簡単な補足をしてみたい。選んだのは、戦後日本と〈政治的なもの〉の関係についてである。そうするのは、コメントとの関係のほかに、この場を借りて日本の現在の政治および憲法状況について短い応答を試みようと思うからである。私の昔の丸山論に着目してくれた小野寺氏のコメントをはじめとして、「リベラル」の〈政治

的な〉可能性を問う大井氏のコメントも、また立法と行政の関係を問う金氏のコメントも、いずれも戦後日本の政治思想を〈政治的なもの〉の視点から再検討することを求めているように受け取られるので、こうした選択は理にかなうと思う。

あらためて言うまでもないが、現在の日本では自民党安倍政権のもとで集団的自衛権の承認や改憲（解釈改憲も含め）の策動により、「戦後」の最終的な清算が目論まれている。「戦後」をどのように把握すべきか、というのはもちろん大問題であるが、このような文脈で言われる「戦後」とは多くは日本国憲法、とりわけ第9条に代表される平和および民主主義の理念ということができよう。

「戦後」の日本の政治思想を代表する存在だった丸山真男もまた、「60年安保」での発言などを通して、新憲法に体现される平和や民主主義を擁護するのに重要な役割を演じた。丸山の精神を継承しようとする人々の多くにとって、21世紀の今ふたたび、政府の専制を打ち破り、市民による運動を盛り上げるこそ〈政治的なもの〉の復権だと考えられるかもしれない。もちろんそういう見方もあり得るのだが、事態はそれほど単純ではない。これは「戦後」と呼ばれてきた体制の複雑な性格に起因するものである。

たとえば、1970年代頃から始まる「行政改革」「政治改革」「構造改革」などの「改革」の路線は、冷戦の終焉やバブル崩壊以後の日本経済の低迷などを契機として勢いを増し、現在に至っている。こうした方向にとっては「戦後」とは克服されるべき桎梏であり、これを打破して新たに民意のうえに政治経済体制を築くことが目指されてきた。「戦後」とは「55年体制」に表現される冷戦の構図のうえに安住した与野党の惰性的で馴れ合いの対立構図にすぎず、これと官僚制支配の結合が、市民の政治参加意識

を阻害してきたと考えられて来たのである。一方では「戦後」の育てた市民意識が〈政治的なもの〉の原点であるとされるのに対して、他方では「戦後」の克服こそが〈政治的なもの〉の課題であるとされることになる。

丸山が「戦後」の価値の代表者とされる一方で、こうした「改革」の立場からは戦中から戦後へと続く日本の「無責任の体系」を克服する精神を説いた思想家として丸山が担ぎ出されて来た。丸山が戦後の価値を体現する思想家であったと同時に、現実の「戦後」のあり方については常に批判的に関わってきたということが、こうした両面的な解釈と継承をもたらしている。

いずれにせよ、「戦後」的な政治のもつ生命力には驚くべきものがあり、それを卒業するのがいかに困難であるかは、今になっていっそう明らかになっていると思える。改憲勢力と護憲勢力の対立、「戦後」を清算し日本を改革したい「保守」勢力と、「戦後」と憲法とを保守しようとする「革新」勢力という、ねじれを含んだ対立構図が、60年安保から半世紀以上の時を経て、またよみがえっているようである。

それはある意味では陳腐な光景であるのかもしれない。55年体制を最終的に終わらせるはずだった政権交代の政治構想は短期間に崩壊し、ほかに選択肢はない、という理由で自民党安倍政権が選ばれ、日本の防衛力と国際競争力の強化、アメリカとの一体化といった方向で「政治主導」を強めていった結果、このようなかたちで「戦後」の価値を守れ、という抵抗が生まれるのも、ほかに選択肢はないという意味で必然的である。

日本にとっての「戦後」とは、平和と民主主義の理念だけで表現されるような無垢のものであったわけではない。「戦後」の価値への疑いやその脱神話化は、ある時期にはむしろ左翼（とくに文化的左翼）によって積極的になされてきたのである。言うまでもなく、戦後日本は

平和憲法のもとでアメリカの核の傘に入って冷戦を生き延び、数々の戦争に加担する一方で経済成長の恩恵を享受してきた。「戦後」にはこうした問題が含まれていることは疑いようがない。

しかし、だからといって「戦後」の価値を否定する側に正当性があるかどうかは疑わしい。

現在では「戦後」批判の主導権はもっぱら保守的でナショナリズム的な側に握られている。日本の軍事力の強化と国家目的のための個人の権利の制限などが、憲法の改変の目的となっている。しかし、こうした方向が、現在世界が直面している危機と向かい合うヴィジョンを提供しているかという問題は多い。

新自由主義がもたらしてきた世界的な格差や貧困がその口実となっている中東などでのテロ勢力の台頭、アメリカによるテロへの報復戦争やイラク戦争、その帰結としての中東での秩序のゆらぎは「アラブの春」と呼ばれた民主化運動をもたらしたが、政治参加の活発化に乗じて勢力を伸ばしたのは、イスラム国（IS）のような過激派集団だった。これをめぐる戦火を逃れ、中東から西欧をめざして脱出する避難民が激増し、危機的な事態を招いている。

こうした状況では、右であれ左であれ、西欧側であれ非西欧側であれ、政治秩序を積極的に変えようとする試みの多くが裏目に出て、それが連鎖して悲惨な事態を招く結果となっていることを認めざるを得ない。このような複雑な共生の危機のもとで、たんに軍備を強化しその使用における憲法的制約を取り除くことによりアメリカと一体の行動を取ろうとすることが、平和の課題に応えることになるとは考えにくい。

「戦後を守る」ことが抱え込んでしまう欺瞞に無関心ではいられないとしても、それでは逆に「戦後」を清算するべきであるかと言えば、後者の危険の方がはるかに大きいだろう。日本で政治改革を指導した議論は、政治主導の強化

の結果がこのような深刻な問題を生むとは想定していなかったと思われる。ここで政治とは何のための営みなのか、政治には何ができるのか、という問題が今また切実に問われているとも言えるのである。

たとえば現在焦点となっている安保法制の問題は、直接には憲法をめぐる問題であるが、政治はそれにどのようにかかわっているのかが問われるだろう。日本の憲法学者たちの大部分が改憲の可能性について消極的であり、また集団的自衛権を現行憲法の解釈によって導入するのは違憲であるという考え方を表明している。このところ憲法と「戦後」の価値を擁護する立場は、「立憲主義 (constitutionalism)」をその理念に掲げ、恣意的な権力の行使を制約しようとしている。

それに対して、集団的自衛権を推進する側からは、憲法学への落胆と、理念ではなく現実を論じる学問としての政治学や国際政治学への期待が語られることが多い。憲法といえども、結局は政治的な力によって作られるのであるから、それを変えてしまえば良いのであって、過去に作られた文書などに囚われるのは物神崇拜のような幼稚な精神だというわけである。そして最近では、危機における主権者（国民）の最終的な決定権として、民主主義に憲法を超える力を担わせようとする考え方も台頭している。

こうして、樋口陽一氏が指摘するように、「戦後」の価値のなかでこれまでは曖昧に共存してきた、「立憲主義」と「民主主義」のあいだの緊張関係が問題とされるようになってきた<sup>(1)</sup>。

樋口氏の指摘はまことに適切なものであるが、最近の論争の文脈ではこの対立が〈憲法的なもの〉と〈政治的なもの〉の対立として把握されかねない状況になっていることに対しては、政治思想の側から留保をつけておくことが必要である。〈政治的なもの〉を最近の流行のように、決断に支えられた民主主義のような意味でのみ

解することは、本書中にも書いたように、もともと複雑な意味合いを持ったこの概念を著しく単純化することになる。恣意的な権力の行使を許さず、権力を枠付ける立憲主義の考え方は、法学的・憲法的理念であると同時に、政治的な知恵でもあった。また民主主義も多義的な概念であり、民主主義のなかでも少数者や差異を重視する立場は、主権的な意志を中心とする国民的・人民的民主主義に対する異論として提起されている。

最後に、三氏からいただいた質問に簡単に答えたいと思う。

大井氏は、ニューディール時代のF. D. ローズヴェルトの積極的なリーダーシップが〈政治的なもの〉の可能性を開くものであることを高く評価している。私もこの評価について異論はない。ニューディールで開始された新しい政治が、自由民主主義を共産主義とファシズムの挟撃から救い、後に「リベラル」と呼ばれる政治経済体制を約半世紀に亘って維持したことの意味は著しく大きい。最近取り上げられているプラグマティズムの〈政治的なもの〉への貢献について考える場合も、ニューディールは欠くことのできない事例であると言える。

しかし、大井氏もそれが今も有効かどうかについては留保しているように、〈政治的なもの〉の視点からの評価が状況に依存する度合いが高いことは否定できない。ニューディールの時代の資本主義が、世界恐慌によって一時的には縮小していたが、まだ十分に発展の力を持っていたのに対して、現在の資本主義はそのような可能性を使い尽くしたのかもしれない。先にも触れたように、現在における積極的な政治の介入が、より悪い状況を作り出す可能性があることを考慮すべきだろう。〈政治的なもの〉はそれ自体で独立変数としてあるのではなく、社会の諸領域や自然環境などの制約のもとではじ

めて意味を持って来るのであり、そうした関連のなかで慎重にその可能性を検討する必要があると思われる。

つぎに、金氏の挙げる立法と行政の関係について。金氏も指摘するように、「戦後」の思想においては官僚制支配が民主主義を遠ざけていると考えられたので、政治家と立法重視が民主主義にとって不可欠だとされるが多かった。しかし、「政治主導」を掲げた2009年の政権交代が失敗し、行政を中心とした統治の合理性について検討することが重要であるということについて私も同じ考えである。

金氏は、立法重視の思想系譜を、ルソーやカントの自由な意志の立場に求めている。立法過程には意志だけでなく熟議やコミュニケーションの側面が含まれるが、意志が重要な要素としてされて来たこともたしかである。しかし、ルソーにしてもカントにしても、意志を意志というだけでよしとしたわけではなく、彼らの政治理論は「善なる」意志がどのようにして導かれるのかについての慎重で現実的な考察を含んでいた。意志が人民に由来するなら、それだけで何でも許される、というような発想は彼らにはなく、そうしたものは多くは20世紀の全体主義に連なる思想の発明であると考えられる。

小野寺氏のコメントについて。小野寺氏は政治におけるWho（誰）とHow（いかに）の問

いを中心に、私の丸山論と統治性論の主題をきわめて正確に描いてくれた。戦後日本の統治性論が、「誰」の問いに傾きやすかった政治学よりも、むしろ経済学系の市民社会論の方に多く見出される、というのは私も同感である。内田義彦や平田清明、そして小野寺氏もその著書<sup>(2)</sup>で論じているように、すでに戦中におけるその先駆としての大河内一男や高島善哉に、戦時体制における合理的な統治とは何か、をめぐる関心が存在した。アダム・スミス研究に由来する日本の市民社会論は、しばしば受け取られているような、権力抜き「社会」に依拠して国家や政治を軽視しようとする議論であったわけではない。このことは内田の名著『経済学の生誕』におけるスミスの政策論の読解を見れば明らかである。このように市民社会論と統治性論とは表裏一体の関係にあったということができよう。

逆に市民社会論を伴わない政治論の危うさが問題になり得る。丸山は戦中期に、統治の合理性への関心と、カール・シュミットに影響を受けた非常時の非合理的な決断への関心の両方を抱いていたと考えられるが、それぞれが戦後どのような道筋をたどったかを（藤田省三らを含め）探求することは、現在の〈政治的なもの〉の直面する問題を考えるうえで意義のあることではないかと思う。

## 註

1. 樋口陽一、杉田敦「憲法の前提とは何か」『現代思想 特集：戦後70年』2015年8月号、青土社、2015
2. 小野寺研太『戦後日本の社会思想史：近代化と「市民社会」の変遷』以文社、2015